



275号 令和5年5月20日発行

## 【重要】宅地建物取引業法に基づく変更届出について

宅地建物取引業者は、免許申請書に記載した項目について変更があった場合は、宅地建物取引業法第9条により、変更が生じた日から「30日以内」に、免許権者に対し変更の届出をしなければなりません。

### (届出が必要な変更項目)

1. 商号又は名称の変更
2. 代表者の変更
3. 法人役員の変更
4. 政令使用人の変更
5. 専任の宅地建物取引士の変更
6. 主たる事務所（本店）の変更
7. 従たる事務所（支店）の変更

様式第三号の四 (第五條の三関係) (A4) 2:3:10

宅地建物取引業者名簿記載事項変更届出書 (第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の記載事項のうち、  
 (1) 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める使用人  
 (6) 専任の宅地建物取引士 について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。

愛媛県知事 様 令和 年 月 日

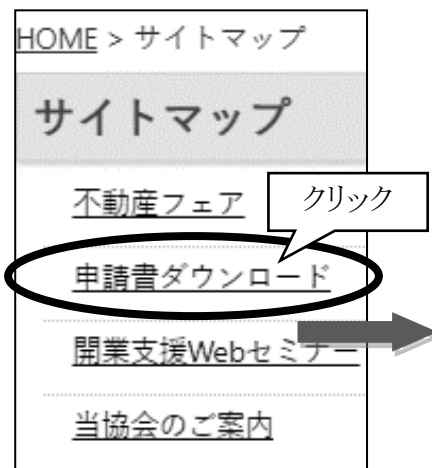
届出者 商号又は名称  
 郵便番号 ( )  
 主たる事務所の所在地  
 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 電話番号 ( )  
 ファクシミリ番号 ( )

**(注意！)** 宅地建物取引業者が行う専任の宅地建物取引士の就退任の届出は、宅地建物取引業者として免許権者に届け出るものであり、宅地建物取引業法第20条に基づく宅地建物取引士個人の登録簿の内容変更が自動的に実施されるわけではありませんので、宅地建物取引士本人から居住する管轄の地方局又は土木事務所へ「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」等の届出が必要となります。

## 各書式ダウンロード専用ページについて

愛媛県庁への申請書等書式（業免許関係・取引士関係）のダウンロードページのリンク先を宅建協会HP (<https://www.ehime-takken.or.jp/>) に、まとめましたのでご利用ください。

- ① 宅建協会HPの画面下「サイトマップ」
- ② 「申請書ダウンロード」をクリック



※各書式は WORD・PDF でダウンロード可能です。

## 弁護士の無料電話法律相談（毎週金曜日）／全宅連

【5・6月の実施日時のご案内】

開催日：令和5年5月26日  
令和5年6月2日・9日・16日・23日・30日

時間：13:30～16:30

※ 申込方法が、FAX → Web へ変更されました。

なお、Web申込みは、法律相談実施日の30日前から申し込むことができます。

【開催日程】

2023/03	2023/03/17 (金)	予約受付中	予約する
	2023/03/24 (金)	予約受付中	予約する
	2023/03/31 (金)	予約受付中	予約する
	2023/04/01 (土)	予約受付中	予約する
	2023/04/02 (日)	予約受付中	予約する
	2023/04/03 (月)	予約受付中	予約する
	2023/04/04 (火)	予約受付中	予約する
2023/04	2023/04/07 (金)	予約受付前	予約する
	2023/04/08 (土)	予約受付前	予約する
	2023/04/09 (日)	予約受付前	予約する
	2023/04/14 (金)	予約受付前	
	2023/05/24 (水)	予約受付前	
	2023/05/25 (木)	予約受付前	
2023/05	2023/05/26 (金)	予約受付前	

### (1) 【開催日程】画面からWeb予約する

【開催日程】画面から予約したい日程の右側にある「予約する」をクリックします。

【開催日程】の表示文言の種類及び趣旨は以下のとおりです。

- ① 予約受付中  
予約可能な日程です。
- ② 予約受付前  
予約受付開始前の日程です。  
予約受付開始日は、現在日から30日先となります。  
例) 現在日が4月1日の場合、受付開始日は5月1日となります。
- ③ 予約受付終了  
予約枠がすべて埋まった日程です。
- ④ 予約中 (未確定)  
ご自身が予約した日程です (ただし、予約確定前の状態)。
- ⑤ 予約中 (確定〇時～)  
ご自身が予約した日程です (予約確定した状態)。

### (2) 「新規予約」画面の予約フォームに必要事項を入力する

新規予約画面の予約フォームに必要事項を入力します。  
予約フォームで入力いただく内容は、次ページのとおりで。

## 「ハトサポ申込」と「保険会社(宅建ファミリー共済)」のデータ連携について／全宅連

令和5年5月1日より、ハトサポ BB 入居申込手続システム「ハトサポ申込」が宅建ファミリー共済の代理店システム「宅建らくらくネット」とデータ連携を開始しました。  
これまでの家賃保証会社との連携に加え、保険会社との連携も可能となります。

(概要)

入居申込者が Web フォームに入力した申込情報を客付側業者、元付側業者、家賃保証会社が共有。家賃保証会社の審査結果通知後に、「ハトサポ申込」上で付与される申込番号を「宅建らくらくネット」に入力すると、保険の申込に必要な契約者及び入居者情報、物件情報が自動的に反映されます。

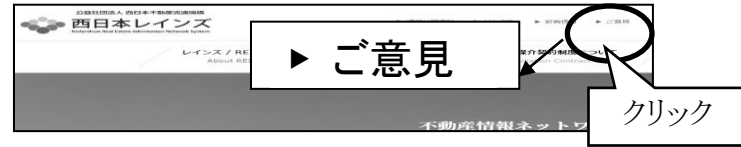
※申込手順等の詳細は、ハトサポログイン後のハトサポ BB の TOP ページにある「ハトサポ申込 (Web 入居申込) リリースお知らせ」よりご確認ください。

## ご意見フォームの設置について／西日本不動産流通機構

令和5年5月8日より、より良いレインズシステムをめざして皆様からご意見を伺うために「ご意見フォーム」を設けました。スマートフォンからも入力可能です。

- ① 西日本レインズHP画面上にある「ご意見」をクリック

(<https://www.nishinihon-reins.or.jp/>)



- ② ご意見フォームが開いたら必要事項を入力  
※加盟団体は公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会を選択してください。

- ③ ご意見の種類を選択し、内容を入力してください。全て入力が終了したら「上記同意しました」にチェックを入れ送信

## 新刊書籍のご案内／(公財)不動産流通推進センター

令和5年5月に下記の書籍を発刊いたします。

- 「宅建マイスター認定試験過去問題・解説過去4回分」一般2,000円(税込・送料別)
- 「宅建マイスターテキスト～不動産プロフェッショナル必携～」業界団体割引2,000円(税込・送料込)

### 【当テキストについて】

「宅建マイスター認定試験」は実務対応力を問う問題が出題されます。この度発刊する「過去問題集」には、令和元年度から令和4年度に実施された「宅建マイスター認定試験」の試験問題とその解答解説が収録されています。「宅建マイスターテキスト」は、センターの電話相談延べ59,000件の中から、高度な調査能力を必要とする相談事例に着目して構成した実務解説書です。

### 「第8回(2023年度)宅建マイスター認定試験」実施概要

【試験日/試験地】 令和6年1月24日(水) 13:00～15:00 / 東京・大阪

【受験受付期間】 令和5年10月2日(月)～令和6年1月10日(水)

【試験内容(記述式試験)】 コンプライアンス、売買契約、重要事項説明

【受験料】 15,000円(税込)

受験資格、学習方法など、その他の内容は下記HPにてご確認ください。

「宅建マイスター認定試験」HP <https://www.retpc.jp/meister/>

## 令和6年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等/国交省

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が不可欠であり、学生が学業に専念し、安心して就職活動に取り組める環境をつくることが重要です。

しかしながら、近年、学生の就職活動は、早期化・長期化する傾向にあることに加え、就職・採用活動の開始日より前にインターンシップ等と称して実質的な採用選考活動が実施されるなどの事態が生じているほか、就職活動を行う学生に対するハラスメントが問題となっています。

これらは、学生に混乱をもたらすとともに、学業に専念する機会や、安心して就職活動に取り組める環境を大きく損なうものです。

また、令和6年度卒業・修了予定者に対し、採用と大学教育の未来に関する産学協議会の整理に基づいたインターンシップ等が開始されるようになるなど、学生の就職・採用活動に関する新たな取組みも進んでいます。

こうした状況を踏まえ、政府として「2024(令和6)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」を取りまとめました。就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、足並みを揃えた取組みが必要です。

なお、2025(令和7)年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動について、専門性の高い人材に関する採用日程の弾力化も含め、政府・経済界・大学で検討を重ね、合意形成に努めてきました。その検討結果について、取りまとめました。十分な周知及び準備期間が必要となることから、今般お示しすることとします。なお、対象は、要請の対象となる学生のさらに1年後からであり、正式には、令和5年度末頃に要請する予定です。

詳しい内容は、内閣官房HPに掲載

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_katsudou\\_yousei/2024nendosotu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/2024nendosotu/index.html)

## 「こども110番の車」活動について

宅建協会では地域の安全に関する事業として「こども110番の車」活動を実施しています。

各事業所の社有車(原付バイク含む)にステッカーを貼付して、車両の走行時にアピールするというもので、街頭における犯罪や子どもが被害者となる凶悪事件等の発生を防止し、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的としています。

参加ご希望の方は、「商号・代表者名・車種・色・車両番号(例:愛媛〇〇あ0000)」(原付可)をご記入の上、当協会事務局宛FAX(089-943-2364)をお願いします。

愛媛県警察へ届け出る都合上、お申込みから若干のお時間を要します。申請許可後、社有車貼付用ステッカーを送付いたします。



## 会費の納入はお済みですか？

令和4年度分の会費(業協会50,000円、保証協会6,000円)を令和5年6月30日までに納入がない場合、会員資格が無くなります。会費は地域の任意団体へ委託していますので、詳しくは各任意団体へお問い合わせください。